



法曹人口政策の早期見直しに関する請願

平成30年9月4日

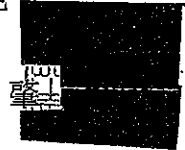
長野市議会議長 小林 治晴 様

請願者 〒380-0872

長野市妻科432番地

長野県弁護士会

会長 金子



紹介議員

三井 経光

西次 利一

野々村 博美

(請願趣旨)

阿部 孝二

政府は、平成14年に「司法制度改革推進計画」を閣議決定し、今後、法曹に対する需要が増大するとの予測のもと、司法試験合格者をそれまでの年間1000名程度から3000名程度とする法曹人口の大幅な増加策に取り組み、この施策を受けて74校の法科大学院が設立された。

しかし、予測に反し、法曹需要が増大しない状況のもと、平成27年には、法曹人口が平成14年に比較して2倍近くにまで増員された結果、司法修習生の就職難、将来不安、法科大学院修了を受験資格要件とすることによる経済的、時間的負担等から、法曹志願者の減少が顕著になるなどの弊害が生じてきた。

これを受け、政府は平成27年6月当初の年間合格者数の目標を撤回し、当面年間1500名程度とする政策変更をしているものの、その後も法曹志願者数の減少は続き、平成30年度の法科大学院入学者数はピーク時である平成16年度の約3割の1621名（例年卒業できるのは8割強）にまで落ち込み、司法試験受験者数はピーク時の1割強の5238名にまで激減し、その間、法科大学院もその半数以上にあたる38校が廃止ないし募集停止となっている。

ここまで法曹志願者数が減少すると、今後、法曹の大半を占める弁護士の質の低下がより一層懸念される。

すなわち、平成27年6月の政府決定に従い、合格者数を年間1,500人程度以上とすることのみが目的化すれば、司法試験に要請される選抜機能が大きく損なわれ、合格者の質が制度的に担保できない事態が懸念される。母数が減れば、司法試験合格者における平均的な質の懸念が生ずるのは道理である。

よって、国会及び政府において、住民に対する質の高い法的サービスを提供するた

めに、さらに司法試験合格者数を相当数減員するなどの対策を早急に推進するよう強く要請する。

(請願項目)

上記趣旨の意見書を地方自治法99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、文部科学大臣あてに提出すること。